



埼玉県報

第575号
令和6年(2024年)
12月13日
金曜日

目次

規則

- 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（こども政策課）
- 河川法施行細則の一部を改正する規則（河川環境課）

告示

- 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の印刷業務に関する契約の相手方等の公示（市町村課）
- ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事に関する入札公告（入札課）
- 荒川中部土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道羽生妻沼線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 024大改第674号大久保浄水場薬品注入機械設備更新工事に関する入札公告（入札課）
- 総選除）024行改第301号行田浄水場特高電気設備等更新工事に関する入札公告（入札課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 令和6年12月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等（選挙管理委員会）
- 監査結果の公表（監査第一課）
- 措置通知の公表（監査第一課）

規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十五号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに令附則第八条第九項及び第九条第三項」を削る。

第二条第一項ただし書を削り、同条第二項第十三号を削る。

第五条第一項を次のように改める。

令第八条第六項の規定により据置期間の延長を受けようとする者は、様式第五号の据置期間延長申請書に被害の種類及び被害物件の数量、被害金額等被害の程度を証する書類を添えて、福祉事務所に提出しなければならない。

第六条第二項中「、第九条第一項又は令附則第八条第五項」を「又は第九条第一項」に改める。

第十三条及び第十四条中「（令附則第八条第九項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十五条第一項を次のように改める。

令第十九条第一項の規定により償還金の支払猶予を受けようとする者は、様式第十九号の支払猶予申請書に同項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、母子・父子福祉団体以外の者にあつては福祉事務所に、母子・父子福祉団体にあつては知事に提出しなければならない。

第十七条第一項中「及び令附則第八条第九項」を削り、同条第三項中「（令附則第八条第九項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十二条の表第二条第一項の項中

法第十三条第一項又は 法附則第三条第一項	令附則第八条第一項
法第三十一条の六	令附則第九条第一項
母子臨時児童扶養等資金	父子臨時児童扶養
臨時児童扶養等資金	臨時児童扶養資金

第一項	項	資金
-----	---	----

を

法第十三条第一項又は 法附則第三条第一項	法第三十一条の六第一項
-------------------------	-------------

に改め、同表

第二条第二項第十三号の項を削り、同表第五条第一項第一号の項中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項」に改め、同表第五条第一項第二号の項を削り、同表第

六条第二項の項中「又は令附則第八条第五項」を削り、同表第十三条の項中

令第	書	令附
----	---	----

八条第三項ただし	令第三十一条の六第三項 ただし書
則第八条第九項	令附則第九条第三項

を

令第八 条第三 項ただし 書	令第 八 条
-------------------------	--------------

三十一条の六第三項
し書

に改め、同表第十四条の項中

令第十六 条	令
令附則第八 条第九項	令

第三十一条の七におい
て準用する令第十六条
附則第九条第三項

を

令第十六 条	令第三 十一 条の七 におい て準用 する令 第十六 条
-----------	---

に改め、同表第十五条第一項第一号の項を次のように改める。

第十五条第一項	令第十九条第一項	令第三 十一 条の七 におい て準用 する令 第十九 条第 一項
---------	----------	--

第二十二條の表第十五條第一項第二号の項を削り、同表第十七條第一項の項中

令第十八条第二項

令第三十一条の七において準用する令第十八条第二項

を

令第十八条第二項

令附則第八条第九項

令附則第九条第三項

令第三十一条の七において準用する令第十八条第二項

に改め、同表第十七条第三項の項中

令第十七条

二項

令附則第八条第

令第三十一条の七において準用する令第十七条

を

令第十七条

令第三十一条の七において準用する令第九項

九項

令附則第九条第三項

七において
令第十七条

に改める。

第二十三条中「(第二条第一項ただし書及び第二項第十三号、第五条第一項第二号並びに第十五条第一項第二号を除く。)」を削り、同条の表第五条第一項第一号の項中「第五条第一項第一号」を「第五条第一項」に改め、同表第六条第二項の項

中、
第九条第一項又は令附則第八条第五項

又は令第三十八条において準用する令第九条第一項

を

第九条第一項

令第三十八条において準用する令第九条第一項

に改め、同表第十三条の項中

令第八条第三項ただし書(令附則第八条項において準用する場合を含む。)

ただし

第九項
令第三十七条第三項ただし書

を

令第八条第三項ただし書

令第三十七条第三項

項ただ

に改め、同表第十四条の項中

令第十六条（令附則第八
条第九項において準
用する場合を含む。）

令第三十八条に
用する令第十六

において準
条

を

令第十六条

令第三十八条において準
用する令第十六条

に改め、同

表第十五条第一項第一号の項を次のように改める。

第十五条第一項

令第十九条第一項

令第三十八条において準
用する令第十九条第一項

第二十三条の表第十七条第一項の項中「及び令附則第八条第九項」を削り、同表

第十七条第三項の項中

令第十七条（令附則第
八条第九項において準
用する場合を含む。）

令第三十八条において準
用する令第十七条

を

令第十七条

令第三十八条において準
用する令第十七条

に改める。

様式第十八号中「（回令附則第八条第九項及び第九条第三項において準用される
縮小を含む。）」を削る。

様式第二十五号中「並びに回令附則第八条第九項及び第九条第三項」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の
貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使
用することができる。

規則

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十六号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、^{（白署又は記名押印）}」を削り、

「法人にあつては、主たる
事務所所在地、名称及
び代表者の氏名並びに代
表者の印」

を

「法人にあつては、主たる
事務所所在地、名称及
び代表者の氏名」

に改める。

様式第二号及び様式第三号中「（白署又は記名押印）」を削り、

「法人にあつ
事務所所
び代表者
表者の印

ては、主たる
在地、名称及
氏名並びに代
表者の印」

を

「法人にあつては、主たる
事務所所在地、名称及
び代表者の氏名」

に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の河川法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第千三百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の印刷業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部市町村課選挙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年10月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社アサヒコミュニケーションズ 埼玉県鴻巣市本町4丁目3番23号
- 5 契約金額
81,654,831円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第千三百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 工事概要等

(1) 工事名

ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事

(2) 工事場所

埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内

(3) 工事期間

契約確定の日から令和9年1月29日（金）まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

本工事は、SAITAMAロボティクスセンター（仮称）内にロボット開発に係る情報の収集及び発信並びに実証実験を目的としたロボット開発イノベーションセンター（仮称）を新築するものである。

イ 構造及び規模

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造を含む。） 2階建て及びPH階
延べ面積5,709㎡

ウ 建物概要

(ア) センター棟（事務スペース、ラボ29室、コワーキング2室、屋内フィールド337㎡ほか）

(イ) 貸倉庫

(ウ) 機械棟

(エ) 外構

(6) その他

ア 本工事は、埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領に基づく「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

イ 本工事は、情報共有システム（公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム）を活用する工事である。

ウ 本工事は、埼玉県都市整備部「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事」試行要領に基づく「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（発注者指定型）」の対象工事である。

エ 本工事は、埼玉県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領に基づき、建設現場において、公共建築工事標準仕様書等に定める「監督職

員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」に遠隔臨場を適用する工事である。

オ 本工事の契約は、立会人型電子契約（契約内容を記録した電磁的記録に対し、県と契約の相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が電子署名及びタイムスタンプを付与する方法による契約をいう。以下「電子契約」という。）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

カ 本工事は、発注者が応札者に入札見積明細書の提出を求める対象工事である。入札見積明細書は、入札金額見積内訳書と併せて提出するものとする。

なお、見積りを求める資材等については、入札情報公開システムに掲載する入札見積明細書記載品目とする。

キ 本工事は、【ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事】EIR（発注者情報要件）に基づき、コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するシステム（BIM）を活用する工事である。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和6年4月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.19（令和6年7月1日適用）、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和5年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

簡易型（評価項目選択型）発注者採点方式

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

(1) 入札手続の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和6年4月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を、原則として埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

国土交通省の電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、令和6年12月13日（金）から令和7年2月13日（木）までの間、埼玉県ホームページ（<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>）に掲載する。

(2) 入札参加者の変更が生じた場合

入札参加者の以下の事項の変更により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、変更日（名義人、会社名又は本店住所の変更にあつては、取締役会等で指定された日、名義人の改姓若しくは改名又は住民票記載住所の変更にあつては、市区町村役場への届出日をいう。）以降は、その電子証明書を使用しないこと。電子証明書の変更及び再取得が間に合わない場合は、電子入札における紙入札の具体的方法（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）により、紙入札の手続を行うこと。

ア 埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者又は法人代表者の氏名（改姓及び改名の場合を含む。）

イ 名義人所属の会社本店住所（登記している場合に限る。）

ウ 名義人所属の会社名（登記している場合に限る。）

エ 名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合に限る。）

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(3)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書に一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業（以下「単体」という。）にあつては埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱（令和6年10月1日施行。以下「執行要綱」という。）様式第2号、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）にあつては執行要綱様式第3号。以下「確認申請書」という。）及び一般競争入札参加資格等確認資料（単体にあつては執行要綱様式第4号、特定企業体にあつては執行要綱様式第5号。以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(4)の期間内にその他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム又は郵便若しくは信書便により

提出された場合又は提出受付期間内にその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書及び確認資料は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 電子メール、郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) ファイル転送サービスを利用する場合

資料の添付先を示したメールを送付するので、上記(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

(3) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

令和6年12月16日（月）午前9時から令和7年1月14日（火）午後5時まで

(4) その他必要な資料の提出受付期間

令和6年12月16日（月）午前9時から令和7年1月16日（木）午後5時まで

(5) 提出部数（紙によって提出する場合に限る。）

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和7年1月21日（火）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年1月30日（木）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム、電子メール又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 電子メール又は郵便若しくは信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和6年12月16日（月）午前9時から同月27日（金）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同月26日（木）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月9日（木）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、電子メール又は郵便若しくは信書便で回答するので、上記7(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも、「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲載することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙入札について」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和7年2月7日（金）午前9時から同月12日（水）午後3時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和7年2月13日(木)午前10時30分

10 入札に参加できる者の形態

- (1) 単体又は2者若しくは3者による特定企業体とする。
- (2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(令和5年4月1日施行)(第10条第1項(1)及び(6)を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、令和4年度及び令和5年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下「その他構成員」という。)は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの(下記(7)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの)であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和5・6年度埼玉県

建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

ア 単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から本件入札の公告日までの間に、1棟の建築物で延べ面積2,000㎡以上の新築、改築又は増築の工事（増築にあつては、増築部分の延べ面積が2,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員としての実績に限る。

イ 特定企業体のその他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から本件入札の公告日までの間に、建築一式工事（建築物の新築、改築、増築工事）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、代表構成員及びその他構成員の実績を認める。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、単体にあつては、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。特定企業体にあつては、全ての構成員が、埼玉県共同企業体取扱要綱第10条第1項(5)に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、次のとおりとする。

(ア) 専任でなければならない。

(イ) 現場代理人との兼務を認めない。

(ウ) 単体又は特定企業体の代表構成員は、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する追加技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。

(エ) 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。

(オ) 追加技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、

追加技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）の専任技術者と兼務することはできない。

エ 専任の配置予定の技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。

オ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

カ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

キ 本工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領（令和5年1月1日適用）の対象とする。

ク 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

ケ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

(6) 現場代理人

ア 本工事は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」による常駐を要する期間においては、常駐規定を緩和しない。

イ 常駐を要しない期間又は工事着手日については、契約締結後に協議して定める。

ウ 低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事は、「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常駐規定を緩和しない。

(7) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）

第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和5年4月1日適用）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

ク 経常建設共同企業体でないこと。

ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（令和5年8月1日適用）に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 株式会社エーシーエ設計

所在地 長野県長野市柳原2360番地4

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないものとし、低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。また、低入札価格調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準
設定しない。

16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当 電話048-830-5649（直通） 電子メールa5610-01@pref.saitama.lg.jp

イ 依頼書提出期間

令和6年12月16日（月）午前9時から令和7年1月17日（金）午後5時まで

ウ 納付期限

令和7年2月12日（水）正午まで

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@p
ref.saitama.lg.jp

イ 提出期限

令和7年2月12日（水）午後3時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参（下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ提出すること。

ウ 提出期限

令和7年2月12日（水）午後3時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）

との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和7年8月29日（金）までの期間を含むこと。

なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりとすること。

ア 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

イ 氏名 埼玉県知事 大野 元裕

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

(1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の40パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

(4) 各会計年度の支払限度額

令和7年度 契約金額のおおむね40パーセント

令和8年度 契約金額のおおむね60パーセント

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

19 現場説明会

開催しない。

20 契約の締結に係る留意事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

21 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額

の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(必要事項を記入したもの)、入札見積明細書及び低入札価格調査に係る事前申出書(同一ファイルでシートが分かれている様式)を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム(電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等)により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札
- イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札
- エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札
- オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- キ 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札
- ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
- シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - (ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - (イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - (ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - (エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - (オ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの
- ス その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回はすることができない。
- イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 手続における交渉の有無

無

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- (5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和6年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

- (6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。

- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

- (8) その他詳細については、入札説明書に記載するところによる。

23 問合せ先

- (1) この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

- (2) 総合評価方式に係る入札説明書に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県都市整備部営繕課大規模施設担当 電話048-830-5649（直通） 電子メールa5610-01@pref.saitama.lg.jp

24 Summary

- (1) Nature of Services Required

Construction of the New Robot Development Innovation Center (name to be confirmed)

- (2) Submission Period for Application and Supporting Documents

From 9:00 a.m. Monday, December 16, 2024 until 5:00 p.m. Tuesday, January 14, 2025

- (3) Submission Period for Additional Required Documents

From 9:00 a.m. Monday, December 16, 2024 until 5:00 p.m. Thursday,
January 16, 2025

- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System or Registered
Mail

From 9:00 a.m. Friday, February 7 until 3:00 p.m. Wednesday, Februa
ry 12, 2025

- (5) Time and Date of Bid Opening

10:30 a.m. Thursday, February 13, 2025

- (6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-2743

Fax: 048-830-4915

告示

埼玉県告示第千三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
荒川中部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に
ついて、次のとおり届出があった。

令和六年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	小島 進	埼玉県深谷市宿根千四百五十六番地二
同	八ツ田 交司	同 檜合九百五十四番地
同	大澤 栄次	同 折之口三百四十番地
同	中島 実	同 大谷九百七番地
同	栗島 義雄	同 上原六百三十番地一
同	小島 次男	同 武蔵野千六百七十九番地一
同	岡田 修	同 小前田八百七十九番地
同	江森 房芳	同 岡二千五百二十八番地
同	今井 節雄	同 普濟寺千五十六番地
同	田嶋 等	同 榛沢新田九十三番地
同	内田 西二	同 本郷百八十八番地一
同	内田 薫	同 大里郡寄居町大字桜沢千四百五十三番地
同	馬場 三恵	同 深谷市人見八百四十一番地二
同	笠原 美智子	同 上原四百八十一番地一
同	峯岸 克明	同 大里郡寄居町大字桜沢七百五十四番地八
同	松嶋 多喜男	同 深谷市岡部千百六十八番地一
同	吉田 秀夫	同 本田六十八番地二
同	馬場 孝夫	同 柏合千二十八番地一
同	根岸 勝世	同 榛沢新田三百十四番地二
同	飯島 稔	同 黒田千二百二番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	小島 進	埼玉県深谷市宿根千四百五十六番地二
同	堀口 廣	同 同 人見二千百五十二番地一

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
飯島稔	根岸勝世	馬場孝夫	吉田秀夫	塚越石夫	峯岸克明	小島誠	内田西二	布施將平	松嶋多喜男	江森房芳	青木正	松本賢次	栗島義雄	篠原三樹彦	柳一男
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県深谷市境六百番地二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
黒田千二百二番地	榛沢新田三百十四番地二	柏合千二十八番地一	本田六十八番地二	深谷市大谷八百九十番地	同 同 桜沢七百五十四番地八	大里郡寄居町大字用土三千四百十六番地五	同 本郷百八十八番地一	同 榛沢新田七十六番地	同 岡部千百六十八番地一	同 岡二千五百二十八番地	同 小前田二千九百六十四番地	同 武蔵野二千二百十六番地二	同 上原六百三十番地一	同 榎引十番地一	

告 示

埼玉県告示第千三百十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二二―一八―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字桑崎字桑崎三百五十九番七外七十八筆、三百五十九番七地先道路、地先水路

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百三十四・一七立方メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生妻沼線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 同市大字北河原字陣場一四八二番	行田市大字北河原字陣場一四三四 番一地先から	区 間
一 二 ・ 二 〇 〽 一 六 ・ 六 〇	一 二 ・ 六 〇 〽 一 二 ・ 二 〇	敷地の幅員 (メートル)
一 二 〇 四 ・ 二 〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県公営企業告示第四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十二月十三日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 工事概要等

(1) 工事名

024大改第674号大久保浄水場薬品注入機械設備更新工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市桜区大字宿地内

(3) 工事期間

契約確定の日から令和11年3月23日（金）まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

老朽化が進行した大久保浄水場の薬品注入設備について更新を行い、浄水場機能の健全化を図るものである。

イ 工事内容

(ア) 次亜塩素酸ナトリウム注入設備 貯槽（36m³）6槽、小出し槽（1.5m³）2槽、小出し槽（0.6m³）2槽、注入ポンプ24台

(イ) PAC注入設備 貯槽（220m³）4槽、注入ポンプ6台

(ウ) 苛性ソーダ注入設備 貯槽（40m³）2槽、注入ポンプ4台

(エ) 硫酸注入設備増設 貯槽（16m³）1槽

(オ) その他 上記に係る配管敷設・据付工事等一式

(6) その他

ア 本工事は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事」試行要領に基づく「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

イ 本工事は、埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事情報共有システム実施要領に基づく情報共有システム（公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム）を活用する工事である。

ウ 本工事は、埼玉県企業局「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事」試行要領に基づく「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（発注者指定型）」の対象工事である。

エ 本工事は、埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領に基づき、受注者が希望する場合、契約後の受発注者協議により、建設現場において「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用することができる工事であ

る。

オ 本工事の契約は、立会人型電子契約（契約内容を記録した電磁的記録に対し、県と契約の相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が電子署名及びタイムスタンプを付与する方法による契約をいう。以下「電子契約」という。）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和6年4月1日施行）及び埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和5年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

3 入札手続の方法等

(1) 入札手続の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和6年4月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を原則として、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、令和6年12月13日（金）から令和7年2月13日（木）までの間、埼玉県ホームページ（<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>）に掲載する。

(2) 入札参加者の変更が生じた場合

入札参加者の以下の事項の変更により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、変更日（名義人、会社名又は本店住所の変更にあっては、取締役会等で指定された日、名義人の改姓若しくは改名又は住民票記載住所の変更にあっては、市区町村役場への届出日をいう。）以降は、その電子証明書を使用しないこと。電子証明書の変更及び再取得が間に合わない場合は、電子入札における紙入札の具体的方法（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>）により、紙入札の手続きを行うこと。

ア 埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者又は法人代表者の氏名（改姓及び改名の場合を含む。）

- イ 名義人所属の会社本店住所（登記している場合に限る。）
- ウ 名義人所属の会社名（登記している場合に限る。）
- エ 名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合に限る。）

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(3)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書に一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業（以下「単体」という。）にあつては埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱（令和6年10月1日施行。以下「執行要綱」という。）様式第2号、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）にあつては執行要綱様式第3号。以下「確認申請書」という。）及び一般競争入札参加資格等確認資料（単体にあつては執行要綱様式第4号、特定企業体にあつては執行要綱様式第5号。以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(4)の期間内にその他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム又は郵便若しくは信書便により提出された場合又は提出受付期間内にその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書及び確認資料は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 電子メール、郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) ファイル転送サービスを利用する場合

資料の添付先を示したメールを送付するので、上記(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

(3) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

令和6年12月16日（月）午前9時から令和7年1月14日（火）午後5時まで

(4) その他必要な資料の提出受付期間

令和6年12月16日（月）午前9時から令和7年1月16日（木）午後5時まで

(5) 提出部数（紙によって提出する場合に限る。）

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複製したもので可とする。）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和7年1月21日（火）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年1月30日（木）午後3時まで上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム、電子メール又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 電子メール又は郵便若しくは信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和6年12月16日（月）午前9時から同月27日（金）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同月26日（木）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月9日（木）午後4時までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、電子メール又は郵便若しくは信書便で回答するので、上記7(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも、「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙入札について」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和7年2月7日（金）午前9時から同月12日（水）午後3時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和7年2月13日（木）午前11時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体又は2者若しくは3者による特定企業体とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

(3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱（令和5年4月1日施行）（第7条第1項(1)及び(6)を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、令和4年度及び令和5年度に完成した埼玉県発注工事のうち、機械器具設置工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

機械器具設置工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(7)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和5・6年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

ア 単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成21年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が14億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設における機械設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯機械設備工事は除く。）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの）とする。

J V構成員の契約額 = J V契約額 × 出資割合

(JV実績の計算例)

5億円の橋梁耐震補強工事を代表構成員（出資比率70%）、
その他の構成員（出資比率30%）で施工した場合

代表構成員の実績 $5\text{億円} \times 70 / (70+30) = 3.5\text{億円}$

その他構成員の実績 $5\text{億円} \times 30 / (70+30) = 1.5\text{億円}$

イ 特定企業体のその他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成21年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が2億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設における機械設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯機械設備工事は除く。）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、上水道、工業用水道又は下水道施設における機械設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯機械設備工事は除く。）において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。ただし、準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事にあつては、工場製作のみが行われている期間の経験を除く。

また、専任の主任技術者又は監理技術者（以下、監理技術者等）とは別に、工場製作を管理するために選定された監理技術者等を配置する場合は、この監理技術者等に経験は問わない。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、単体にあつては、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。特定企業体にあつては、全ての構成員が、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、次のとおりとする。

(ア) 専任でなければならない。

(イ) 現場代理人との兼務を認めない。

(ウ) 単体又は特定企業体の代表構成員は、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する追加技術者（以下「追加技術者」という。）1名

を専任で配置すること。

(エ) 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。

(オ) 追加技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記 5 (3) に規定する確認申請書の提出期限日の 3 月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、追加技術者は、営業所（建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。以下同じ。）の専任技術者と兼務することはできない。

エ 専任の配置予定の技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記 5 (3) に規定する確認申請書の提出期限日の 3 月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。

オ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

カ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

キ 落札者決定後、CORINS 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

ク 本工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領（令和 5 年 1 月 1 日適用）の対象とする。

ケ 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

(6) 現場代理人

ア 本工事は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」による常駐を要する期間においては、常駐規定を緩和しない。

イ 工場製作のみの期間で現場作業が未着手の期間においては、現場での常駐を要しない。ただし、具体的期間は、契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。

ウ 低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事は、「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常駐規定を緩和しない。

(7) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和5年4月1日適用）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

ク 経常建設共同企業体でないこと。

ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（令和5年8月1日適用）に基

づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 パシフィックコンサルタンツ株式会社

所在地 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地

12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないものとし、低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。また、低入札価格調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準
設定しない。

16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第123条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿618番地 埼玉県大久保浄水場総務担当 電話048-852-8841（直通） 電子メールp5288419@pref.saitama.lg.jp

イ 依頼書提出期間

令和6年12月16日（月）午前9時から令和7年1月17日（金）午後5時まで

ウ 納付期限

令和7年2月12日（水）正午まで

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

イ 提出期限

令和7年2月12日（水）午後3時まで

(4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参（下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定する方法により提出すること。

ウ 提出期限

令和7年2月12日（水）午後3時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和7年4月25日（金）までの期間を含むこと。

なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりとすること。

ア 住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

イ 氏名：埼玉県公営企業管理者 板東 博之

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
- イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

(1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあつては、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

(4) 各会計年度の支払限度額

令和6年度 無し

令和7年度 契約金額の概ね10パーセント

令和8年度 契約金額の概ね40パーセント

令和9年度 契約金額の概ね40パーセント

令和10年度 契約金額の概ね10パーセント

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

19 現場説明会

開催しない。

20 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）及び低入札価格調査に係る事前申出書（同一ファイルでシートが分かれている様式）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等）により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじによ

り落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札

オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

キ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札

ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札

コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(オ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったもの

ス その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回はすることができない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和6年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(8) 詳細については、入札説明書に記載するところによる。

22 問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

23 Summary

(1) Nature of Services Required

Upgrade to Chemical Injection System at the Okubo Water Filtration Plant (2024 Okubo Water Filtration Plant Renewal Work, No. 674)

(2) Submission Period for Application and Supporting Documents

From 9:00 a.m. Monday, December 16, 2024 until 5:00 p.m. Tuesday, January 14, 2025

(3) Submission Period for Additional Required Documents

From 9:00 a.m. Monday, December 16, 2024 until 5:00 p.m. Thursday,

January 16, 2025

(4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System or Registered Mail

From 9:00 a.m. Friday, February 7 until 3:00 p.m. Wednesday, February 12, 2025

(5) Time and Date of Bid Opening

11:30 a.m. Thursday, February 13, 2025

(6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division, Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku,

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-2743

Fax: 048-830-4915

告 示

埼玉県公営企業告示第四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十二月十三日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

1 工事概要等

(1) 工事名

総選除) 024行改第301号行田浄水場特高電気設備等更新工事

(2) 工事場所

埼玉県行田市大字小針地内

(3) 工事期間

契約確定の日から令和11年3月26日(月)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

老朽化が著しい行田浄水場の特高電気設備等を更新するものである。

イ 工事内容

(ア) 特別高圧受電設備一式

(イ) 特別高圧変電設備一式

(ウ) 高圧受配電設備一式

(エ) 低圧受配電設備一式

(オ) 上記に係る配線工事等一式

(6) その他

ア 本工事は、埼玉県企業局「週休2日制モデル工事」試行要領に基づく「週休2日制モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。

イ 本工事は、埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事情報共有システム実施要領に基づく情報共有システム(公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム)を活用する工事である。

ウ 本工事は、埼玉県企業局「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事」試行要領に基づく「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事(発注者指定型)」の対象工事である。

エ 本工事は、埼玉県企業局水道用機械・電気設備工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領に基づき、受注者が希望する場合、契約後の受発注者協議により、建設現場において「段階確認」、「材料確認」及び「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用することができる工事である。

オ 本工事は、立会人型電子契約(契約内容を記録した電磁的記録に

対し、県と契約の相手方の指示に基づき、サービス提供事業者が電子署名及びタイムスタンプを付与する方法による契約をいう。以下「電子契約」という。）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領（令和6年4月1日施行）に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.19（令和6年7月1日施行）、埼玉県企業局建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和5年4月1日施行。以下「低入札価格調査制度実施要領」という。）及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

簡易型（評価項目選択型）自己採点方式

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

(1) 入札手続の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準（令和6年4月1日施行）に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を原則として、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。国土交通省の電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、令和6年12月13日（金）から令和7年2月13日（木）までの間、埼玉県ホームページ（<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>）に掲載する。

(2) 入札参加者の変更が生じた場合

入札参加者の以下の事項の変更により、利用者登録している電子証明書の内容と異なる場合は、変更日（名義人、会社名又は本店住所の変更にあつては、取締役会等で指定された日、名義人の改姓若しくは改名又は住民票記載住所の変更にあつては、市区町村役場への届出日をいう。）以降は、その電子証明書を使用しないこと。電子証明書の変更及び再取得が間に合わない場

合は、電子入札における紙入札の具体的方法 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>) により、紙入札の手続きを行うこと。

ア 埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者又は法人代表者の氏名（改姓及び改名の場合を含む。）

イ 名義人所属の会社本店住所（登記している場合に限る。）

ウ 名義人所属の会社名（登記している場合に限る。）

エ 名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合に限る。）

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）の送付手続きについては、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(3)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書に一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業（以下「単体」という。）にあっては埼玉県建設工事請負一般競争入札執行要綱（令和6年10月1日施行。以下「執行要綱」という。）様式第2号、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）にあっては執行要綱様式第3号。以下「確認申請書」という。）及び一般競争入札参加資格等確認資料（単体にあっては執行要綱様式第4号、特定企業体にあっては執行要綱様式第5号。以下「確認資料」という。）を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあっては、郵便又は信書便）により提出すること。また、下記(4)の期間内にその他必要な資料を電子メール、ファイル転送サービス、郵便又は信書便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システム又は郵便若しくは信書便により提出された場合又は提出受付期間内にその他必要な資料が到着しなかった場合の確認申請書及び確認資料は、無効とする。

確認申請書、確認資料その他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 電子メール、郵便又は信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) ファイル転送サービスを利用する場合

資料の添付先を示したメールを送付するので、上記(1)の連絡先に電話により

その旨を伝えること。

(3) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

令和6年12月16日（月）午前9時から令和7年1月14日（火）午後5時まで

(4) その他必要な資料の提出受付期間

令和6年12月16日（月）午前9時から令和7年1月16日（木）午後5時まで

(5) 提出部数（紙によって提出する場合に限る。）

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、令和7年1月21日（火）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和7年1月30日（木）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵便又は信書便により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵便又は信書便）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム、電子メール又は郵便若しくは信書便により提出すること。

なお、質問の題名、質問事項及び添付資料には、特定の企業名及び個人名を記入しないこと。添付資料は、発注者が提供した様式を使用して作成すること。

(1) 電子メール又は郵便若しくは信書便による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問受付期間

令和6年12月16日（月）午前9時から同月27日（金）午後3時まで（郵便又は信書便の場合は、同月26日（木）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月9日（木）午後4時までに電子入札システ

ムに掲示する。電子入札システムに掲示された内容を閲覧できない者には、電子メール又は郵便若しくは信書便で回答するので、上記7(1)の連絡先に電話によりその旨を伝えること。

入札参加者は、質問の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。また、入札参加者から質問がない場合でも、「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準9「紙入札について」の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 入札書の提出期間

令和7年2月7日（金）午前9時から同月12日（水）午後3時まで

(3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵便により入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(2)の期間に必着とする。

(4) 開札日時

令和7年2月13日（木）午後1時30分

10 入札に参加できる者の形態

(1) 単体又は2者若しくは3者による特定企業体とする。

(2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

- (3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱（令和5年4月1日施行）（第7条第1項(1)及び(6)を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、令和4年度及び令和5年度に完成した埼玉県発注工事のうち、電気工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

電気工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(7)ウただし書に該当する者にあっては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を令和5・6年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

ア 単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が5億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設における受変電設備を含む電気設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯電気設備工事は除く）を元請として完成

させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

J V 構成員の契約額 = J V 契約額 × 出資割合

(JV実績の計算例)

5億円の橋梁耐震補強工事を代表構成員（出資比率70%）、
その他の構成員（出資比率30%）で施工した場合

代表構成員の実績 $5\text{億円} \times 70 / (70+30) = 3.5\text{億円}$

その他構成員の実績 $5\text{億円} \times 30 / (70+30) = 1.5\text{億円}$

イ 特定企業体のその他構成員は、契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日から本件公告日までの間に、1回の契約金額が1億円以上の上水道、工業用水道又は下水道施設における受変電設備を含む電気設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯電気設備工事は除く）を元請として完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額（特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。）とする。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、上水道、工業用水道又は下水道施設における受変電設備を含む電気設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯電気設備工事は除く。）において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。ただし、準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事にあつては、工場製作のみが行われている期間の経験を除く。

また、専任の主任技術者又は監理技術者（以下、監理技術者等）とは別に、工場製作を管理するために選定された監理技術者等を配置する場合は、この監理技術者等に経験は問わない。

イ その他構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、上水道、工業用水道又は下水道施設における受変電設備を含む電気設備の新設、増設又は更新工事（建築付帯電気設備は除く）に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。ただし、準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作を含む工事にあつては、工場製作のみが行われている期間の経験を除く。

- ウ 入札に参加しようとする者は、単体にあつては、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。特定企業体にあつては、全ての構成員が、埼玉県企業局特定建設工事共同企業体取扱要綱に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。
- エ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札価格調査制度実施要領の規定に基づき、次のとおりとする。
- (ア) 専任でなければならない。
 - (イ) 現場代理人との兼務を認めない。
 - (ウ) 単体又は特定企業体の代表構成員は、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する追加技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。
 - (エ) 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。
 - (オ) 追加技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、追加技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）の専任技術者と兼務することはできない。
- オ 専任の配置予定の技術者は、当該者が在籍する入札参加者と上記5(3)に規定する確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。
- カ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。
- キ 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事し、又は従事する予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。
- ク 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- ケ 本工事は、埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領（令和5年1月1日適用）の対象とする。

コ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

(6) 現場代理人

ア 本工事は、「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」による常駐を要する期間においては、常駐規定を緩和しない。

イ 工場製作のみの期間で現場作業が未着手の期間においては、現場での常駐を要しない。ただし、具体的期間は、契約締結後に発注者と受注者が協議して定める。

ウ 低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約する工事は、「常駐を要しない期間」及び「常駐を要する期間」のいずれにおいても常駐規定を緩和しない。

(7) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第120条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準（令和5年4月1日適用）により同族企業同士と判断される者が参加していないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。

キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

ク 経常建設共同企業体でないこと。

ケ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

コ 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準（令和5年8月1日適用）に基づき、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者に該当し、入札を禁止される者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は、次のとおり。

商号又は名称 株式会社三水コンサルタント

所在地 埼玉県さいたま市緑区大門2740番地

12 低入札価格調査制度実施要領第4条の規定による調査基準価格

設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないものとし、低入札価格調査に係る事前申出により辞退を申し出たとき、低入札価格調査確認資料等に代わる申出書を提出したとき、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、失格とする。また、低入札価格調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札価格調査制度実施要領第5条第1項の規定による失格基準価格

設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。

14 低入札価格調査制度実施要領第6条第1項の規定による数値的判断基準

設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札者とししない。

15 低入札価格調査制度実施要領第6条の2第1項の規定による工事成績判断基準 設定しない。

16 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のと

おりとし、財務規程第123条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒361-0024 埼玉県行田市大字小針1632番地 埼玉県行田浄水場総務担当
電話048-559-3660（直通） 電子メールk593660@pref.saitama.lg.jp

イ 依頼書提出期間

令和6年12月16日（月）午前9時から令和7年1月17日（金）午後5時まで

ウ 納付期限

令和7年2月12日（水）正午まで

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおり電子メールにより提出するとともに、電話で受信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） 電子メールa2720-04@
pref.saitama.lg.jp

イ 提出期限

令和7年2月12日（水）午後3時まで

- (4) 次のとおり上記(1)と同価値以上の有価証券等を担保として持参（下記ア(ウ)にあっては、郵便又は信書便）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ア(ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定する方法により提出すること。

ウ 提出期限

令和7年2月12日（水）午後3時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする上記(1)と同額以上の保険金の支払を約した入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵便又は信書便により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和7年4月25日（金）までの期間を含むこと

なお、発注者の住所及び氏名を記載する必要がある場合は、以下のとおりとすること。

ア 住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

イ 氏名：埼玉県公営企業管理者 板東 博之

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

17 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契

約する場合の契約保証金の額は、低入札価格調査制度実施要領第17条第5号の規定により、契約金額の10分の3以上とする。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間で埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

18 支払条件

- (1) 前金払

する。その額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

- (2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。）。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、会計年度ごとに各会計年度の出来高予定額の20%以内とする。

- (3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

- (4) 各会計年度の支払限度額

令和6年度 無し

令和7年度 契約金額の概ね2パーセント

令和8年度 契約金額の概ね4パーセント

令和9年度 契約金額の概ね42パーセント

令和10年度 契約金額の概ね52パーセント

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

19 現場説明会

開催しない。

20 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）、総合評価自己採点申請書及び低入札価格調査に係る事前申出書（同一ファイルでシートが分かれている様式）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書とともに提出すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵便又は電話等）により案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができな

い。

エ 再度入札は、開札日と同日に執行する場合がある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札又は上記5のその他必要な資料の提出後から落札決定までの間に入札に参加する資格を有しなくなった者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 上記16(4)により入札保証金の納付に代えて提出した有価証券等の債権金額が所定の率による額に達しない者がした入札

エ 上記16(5)により入札保証金の納付の免除を受けるために提出した入札保証保険証券に記載された保険金額が所定の率による額に達しない者がした入札又は契約保証予約証書に記載された契約希望金額若しくは保証限度額が所定の率による額に達しない者がした入札

オ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

カ 電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

キ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

ク 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札

ケ 談合その他不正行為があったと認められる入札

コ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

サ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

シ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(オ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったもの

ス その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回はすることができない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（令和6年4月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料その他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(8) 詳細については、入札説明書に記載するところによる。

22 問合せ先

(1) この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

入札課大規模工事担当 電話048-830-2743 (直通) 電子メールa2720-04@pref.saitama.lg.jp

(2) 総合評価方式に係る入札説明書に関する問合せ先

〒361-0024 埼玉県行田市大字小針1632番地 埼玉県企業局行田浄水場技術部技術第一担当 電話048-559-3660 (代表) 電子メールk5936601@pref.saitama.lg.jp

23 Summary

(1) Nature of Services Required

Upgrade to Extra-High Voltage System at the Gyoda Water Filtration Plant (2024 Gyoda Water Filtration Plant Renewal Work, No. 301)

(2) Submission Period for Application and Supporting Documents

From 9:00 a.m. Monday, December 16, 2024 until 5:00 p.m. Tuesday, January 14, 2025

(3) Submission Period for Additional Required Documents

From 9:00 a.m. Monday, December 16, 2024 until 5:00 p.m. Thursday, January 16, 2025

(4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System or Registered Mail

From 9:00 a.m. Friday, February 7 until 3:00 p.m. Wednesday, February 12, 2025

(5) Time and Date of Bid Opening

1:30 p.m. Thursday, February 13, 2025

(6) Contact Information

Large-scale Construction Group
Bidding Services Division, Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
3-15-1 Takasago, Urawa-ku,
Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Phone: 048-830-2743
Fax: 048-830-4915

告 示

埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年十二月十三日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年十二月十九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県社会教育委員の任免について

ロ 埼玉県生涯学習審議会委員の任免について

ハ その他

告示

埼玉県選管告示第六十八号

令和六年十二月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年十二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、九〇三人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六八、一四〇人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、六九五
南第二区 川口市	一四七、四二九
南第三区 さいたま市西区	二六、四一四
南第四区 さいたま市北区	四二、一三一
南第五区 さいたま市大宮区	三四、九一〇
南第六区 さいたま市見沼区	四六、一一〇
南第七区 さいたま市中央区	二八、八六八
南第八区 さいたま市桜区	二六、八九四
南第九区 さいたま市浦和区	四六、三二一
南第十区 さいたま市南区	五三、一一九

南第十一区	さいたま市緑区	三六、二一人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、五〇五人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、〇〇八人
南第十四区	桶川市	二一、〇四二人
南第十五区	北本市	一八、八九八人
南第十六区	鴻巣市	三三、二二六人
南第十七区	志木市	二〇、九九九人
南第十八区	新座市	四五、九三八人
南第十九区	蕨市	一九、八四八人
南第二十区	戸田市	三七、四四九人
南第二十一区	朝霞市	三九、七八八人
南第二十二区	和光市	二三、三五五人
西第一区	所沢市	九六、八九九人
西第二区	入間市	四〇、八二四人
西第三区	飯能市	二二、二八八人
西第四区	狭山市	四二、三〇五人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇〇〇人
西第六区	富士見市	三一、四四一人
西第七区	川越市	九七、九〇〇人
西第八区	日高市	一五、三七七人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、四五五人
西第十区	坂戸市	二七、七五八人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七二九人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、七〇九人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、三六八人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	二六、八九四人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、二三〇人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、四八四人
北第四区	熊谷市	五三、九四三人
東第一区	行田市	二二、一九五人
東第二区	羽生市	一四、九〇九人
東第三区	加須市	三一、三五二人
東第四区	久喜市	四二、五七九人

東第五区	蓮田市	一七、四九六
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二三七
東第七区	春日部市	六五、四五八
東第八区	越谷市	九五、一二二
東第九区	八潮市	二五、四三七
東第十区	三郷市	三八、五五九
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、五〇八
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、六七三

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和六年十二月十三日

埼玉県監査委員 間 嶋 順 一

埼玉県監査委員 小 笠 原 薫 子

埼玉県監査委員 立 石 泰 広

埼玉県監査委員 日 下 部 伸 三

令和6年度第2回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和5年度、令和6年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

地域機関 19機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和6年8月20日～令和6年10月15日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 なし

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
県民生活部	男女共同参画推進センター、男女共同参画推進センター支所
保健医療部	動物指導センター、動物指導センター南支所
農林部	本庄農林振興センター、農業大学校
県土整備部	川越県土整備事務所、越谷県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所、鉄道高架建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	営繕・公園事務所
教育委員会	自然の博物館、新座高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、和光高等学校、越谷西特別支援学校、越谷西特別支援学校松伏分校

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県議会議長及び埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和六年十二月十三日

埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	小 笠 原 薫 子
埼玉県監査委員	立 石 泰 広
埼玉県監査委員	日 下 部 伸 三

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
県民生活 部	防犯・交通 安全課	令和6年10月8日 (第556号)	<p>令和5年度に長期継続契約で締結した「埼玉県体験型交通安全教育機器導入及び賃貸借契約」について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 財務規則第104条の5の伺書により、必要な決裁を受けずに長期継続契約として締結した。 契約内容が賃貸借（リース）契約であるにもかかわらず、委託料で支出した。 副部長が作成すべき予定価格調書を防犯・交通安全課長が作成した。 	<p>再発防止のため、職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員全員を対象に財務研修を実施し、契約事務に関する理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。 契約同の決裁時に確認する財務チェックシート（契約編）に、「長期継続契約の契約締結同い及び決裁区分の根拠となる資料の添付」の項目を追記することにより、契約事務の手続きに誤りがないか複数名で確認する体制を整えた。 令和6年度の支出科目を使用料及び賃借料に見直した。
環境部	環境政策 課	令和6年10月8日 (第556号)	<p>令和5年度に締結した「環境SDGs取組企業等支援業務委託」について、見積書の内容を十分精査しないまま、契約内容と相違した積算による見積金額をもって契約を締結し、過支出していたことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 今後の再発防止を徹底するため、今回の監査結果を踏まえ、課の内部統制リスク評価シートに、「契約内容と見積書の記載内容の精査」の項目を追加し、リスクを明確にし、財務事務上の確認の徹底を図った。 改めて、所属職員全員が財務研修を受講し、財務事務への理解を深めることにより適正な事務処理の執行を徹底した。 財務ミスの防止のため、契約締結の際の決裁過程で契約事務に関するチェックシートを使用することを改めて徹底するとともに、チェックシートに最終的な契約内容と見積書（積算書を含む）の整合を確認する項目を追加し、決裁に関わる複数の職員で確認を徹底する体制を整えた。
環境部	みどり自 然課	令和6年10月8日 (第556号)	<p>令和5年度に締結した「自然再生区域緑地保全支援事業くぬぎ山地区・用地測量業務委託1」について、契約内容に個人情報の取扱いが含</p>	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p>

			まれるにもかかわらず、当該契約の個人情報取扱特記事項で定められている誓約書の写しを受注者から提出させていなかったことは不適切であった。	<ol style="list-style-type: none"> 1 毎年度当初に所属職員全員を対象とした個人情報に関する研修を実施し、どのような情報が個人情報に該当するか理解を深めることにより、適正な事務処理の執行を徹底した。 2 契約締結における個人情報の取扱いの誤り防止のため、契約担当者は執行何の起案時に独自に個人情報取扱有無を記載する項目を設けた契約進行管理チェックシートを添付することとした。また、決裁関与者が複数名で確認する体制を整えた。 3 契約締結後に誓約書の写しの提出漏れがないか、グループリーダーは契約案件ごとに提出状況を確認し所属長まで共有することにより、関係職員が複数名で確認する体制を整えた。
福祉部	福祉政策課	令和6年10月8日 (第556号)	令和5年度に締結した「埼玉県総合リハビリテーションセンター経営コンサルティング業務委託契約」について、支出負担行為の決裁区分が部長のところ副部長が決裁していたことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係職員を対象にした再発防止研修会を実施した。その中で、埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（以下、「財務規則」という。）別表の支出負担行為の決裁区分を確認して、正しい事務処理の遂行と再発防止を徹底した。 2 決裁区分が記載されている財務規則別表を決裁ラインの職員全員に配布したほか、今後の支出負担行為の決裁時には、決裁ライン以外の職員が財務規則別表の決裁区分との整合を確認することとし、決裁区分を複数名で確認する体制を整えた。
都市整備部	住宅課	令和6年10月8日 (第556号)	県営住宅目的外使用料（新型コロナウイルス一時使用）の令和5年度債権管理簿に多数の督促状発行の記載漏れがあったことは事務処理として不適切であった。	<p>再発防止のため、課内職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起案時の債権管理簿の添付を徹底することにより、債権管理簿への督促状発行の記載漏れを防止することとした。 2 督促事務処理に係るチェックシートを独自に作成し、起案文書に添付することにより、手続きに漏れがないか複数名で確認する体制を整えた。

				<p>3 自己検査チェックリストに「督促の記載は適正か」を追記するとともに、毎月の検査時に経理員による消滅年月日及び督促状欄のダブルチェックを実施し、複数名で確認する体制を整えた。</p>
都市整備部	公園スタジアム課	令和6年10月8日 (第556号)	<p>令和4年度に締結した「所沢航空発祥記念館基本設計業務委託」の変更契約について、支出負担行為の決裁区分が副部長のところ課長が決裁していたことは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、関係職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起案時に決裁区分について複数担当者によるダブルチェックを行う体制を整えた。 2 契約案件ごとにチェックシート等で財務手続きの確認を徹底することとした。 3 財務関係事務研修を再受講することとした。
都市整備部	公園スタジアム課	令和6年10月8日 (第556号)	<p>令和5年度に締結した「公園等建設工事（大宮公園舟遊池自然再生検証等支援業務）」について、契約書に契約保証金の納付を規定していたにもかかわらず、納付させなかったことは、不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、関係職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起案時に契約条項とそれに定める手続きについて複数担当者による確認を行う体制を整えた。 2 契約案件ごとにチェックシート等で財務手続きの確認を徹底することとした。 3 財務関係事務研修を再受講することとした。
会計管理者	出納総務課	令和6年10月8日 (第556号)	<p>令和5年度に締結した「収入証紙廃止に伴うコンビニエンスストア収納代行業務委託」について、契約書に記載の契約金額（単価表）に消費税に係る記載がなかったことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更契約を締結することにより、契約書に記載の契約金額（単価表）に消費税に係る記載がなかったことを令和6年9月20日に是正した。 2 消費税に係る記載について財務に関するチェックシート（契約編）に追加し、執行同時に複数職員で確認することにより、適正な事務処理の執行を徹底した。
議会事務局	総務課	令和6年10月8日 (第556号)	<p>令和4年度に債務負担行為として締結した「第6次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸借及び運用保守業務委託」について、契約書に</p>	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p>

			定める「システム構築完了報告書」の提出を受けておらず、検査調書も作成していなかったことは不適切であった。	<ol style="list-style-type: none"> 1 措置時点で契約期間中である契約書に定められた手続を洗い出し、必要な手続が契約書のとおり実施されていることを確認した。 2 契約書に定められた手続の漏れを防ぐため、チェックシートを作成し、担当者及び決裁関係者が複数名で確認することとした。 3 所属内で財務事務関係の動画研修を実施し、適正な事務処理の執行についての理解を深めることを徹底した。
議会事務局	総務課	令和6年10月8日 (第556号)	令和5年度に長期継続契約で締結した「埼玉県議会議員控室接遇業務及び議事堂警備業務委託契約書」について、契約書に、各会計年度における支払予定額の未記載及び翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定めていなかったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、所属職員全員に監査結果及び経緯等を周知するとともに、次の取組により適正な事務処理を図ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該契約書について、各会計年度における支払予定額及び翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定める変更契約を締結した。 2 長期継続契約の手続の誤りを防ぐため、チェックシートを作成し、担当者及び決裁関係者が複数名で確認することとした。 3 所属内で財務事務関係の動画研修を実施し、適正な事務処理の執行についての理解を深めることを徹底した。